



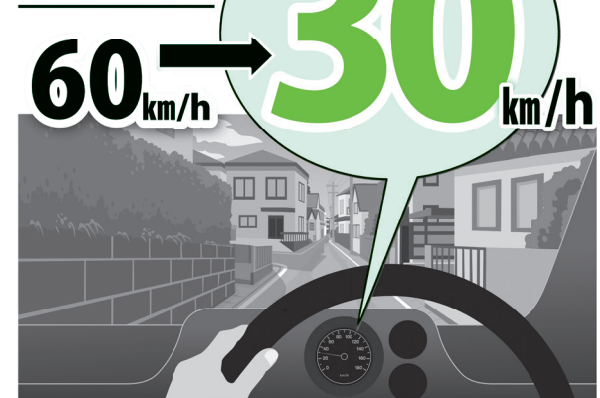
☎先着 ㊦定員を超えると抽選 ☎電話相談も実施

	項 目	日 時	場 所	問い合わせ☎
一 般 相 談	行政相談	8月19日(水) 午後1時30分～3時30分	市役所 5階501会議室	秘書広報課
	司法書士による相談 要予約 ㊦6名	8月13日(木) 午後1時30分～(1人20分) 受付：8月3日(月)～12日(水)正午	市役所 2階入札室、 入札控室	
	土地境界相談 要予約 ㊦6名			
	弁護士による相談 要予約 ㊦8名	8月20日(木) 午後1時30分～(1人20分) 受付：8月3日(月)～5日(水) 初回優先	市役所 5階中会議室	
	建築なんでも相談 要予約 ㊦2名	8月14日(金)、28日(金) 午後1時30分～ (1人50分)受付：各相談日の1週間前まで	市役所 2階入札室	
	市民ふくし相談 日常生活の困りごとなど	①8月3日(月) 午後1時30分～4時 ☎ ②8月12日(水)、19日(水)、22日(土) 午前10時～午後3時 ☎	①吉川支所 ②市民活動センター	①72-2940 ②86-7575 社会福祉協議会 82-4043
	司法書士による 成年後見専門相談 要予約 ㊦3名	8月13日(木) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
	人権相談 同和問題・多様な性・SNSひぼう中傷など	①月～金曜 ☎ ②8月7日(金) ③8月13日(木) ④8月20日(木) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②緑が丘町公民館 ③吉川支所 相談室 ④市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
	農地相談	8月14日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
	税務相談 要予約 ㊦4名	8月5日(水) 午後1時30分～3時30分 ☎ 受付：8月3日(月)まで	市役所 3階税務課	税務課
DV・ い じ め・ 不 登 校	若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	8月18日(水) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300
	DV相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	DV相談室	DV相談室 82-8300
	子どもいじめ相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
	こころの相談 (電話相談) うつや自殺予防のための相談	月・火・木・金曜 午前9時～午後5時 (時間外は他の相談窓口を紹介)	☎89-2471	健康増進課
虐 待	児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☎	教育センター 2階 こども福祉課	こども福祉課 83-2266
	高齢者虐待相談	月～金曜 ☎	①地域包括支援センター ②西部サブセンター ③吉川サブセンター	高齢福祉課 ①89-2337 ②83-0160 ③72-2222
女 性・ 教 育	女性のための相談 ([「女性サポート相談室」の開設に伴 い8月末で終了します。詳しくは 10ページをご覧ください])	①火曜 午前10時～正午 } 電話相談 木曜 午後1時～4時 } ②火曜 午後1時～4時 } 予約相談 木曜 午前10時～正午 } (面接・電話)	教育センター 3階 男女共同参画センター	①89-2354 男女共同参画センター 89-2331
	女性のための 弁護士相談 要予約 ㊦4名	8月26日(水) 午後1時50分～4時30分 受付：8月21日(金)まで【要事前面談】		
		あんしん教育相談 要予約	月～金曜 午前9時～午後4時	教育センター 2階
障 が い 者	障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜 ☎	市役所 3階障がい福祉課	障がい福祉課 ☎89-2449
	福祉相談 要予約	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②8月5日(水)、21日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	
	身体障がい者相談	8月8日(土)、19日(水) 午後1時～3時	ハートフルプラザみき 2階 身体障害者福祉協会	

三木警察署だより ☎82-0110

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行



道路標識などによる指定がある場合は、その速度に従ってください

道路標識または道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。 警察庁ホームページ▶



消費生活相談

■ 巧妙な詐欺メールにだまされないで！！

問(市)生活安全課

相談事例

- ・スマートフォンに「クレジットカード料金2万円が未払いになっています。下記ボタンから〇〇ペイで支払ってください」というメールが届いた。あわててボタンを押すと、〇〇ペイの画面が現われたので「送金」を押した。後日、クレジットカードの使用明細を見たが2万円の使用履歴はなかった。
- ・自宅に、明らかに詐欺と思われるメールが銀行を名乗って届いたので、すぐに消去した。後ほど、同じ銀行を名乗り「契約者宛に怪しいメールが届いています。メールを受け取った方は下記URLから報告をお願いします」というメールが届き、口座と暗証番号を入力したところ、お金を抜き取られてしまった。

アドバイス

- ・スマートフォンのコード決済(〇〇ペイなど)は便利な反面、悪用した詐欺が急増しています。コード決済での送金は、自分で操作したという理由でコード決済会社は「補償対象外」としています。
- ・詐欺メールの情報が知られるようになったため、手口が益々巧妙になっています。最初のメールで詐欺を防いだと安心させて、後から注意メールを送るという「2段階の詐欺メール」という手口が発生しています。
- ・詐欺メールは、正規のメールとの区別が非常に難しくなっていますので、メールの中のURLを安易に押すことは危険です。自分で正規のサイトを調べてからアクセスするようにしましょう。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは **消費生活相談へ**

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
場所 市役所 2階消費生活センター(窓口で相談する場合は事前に電話で問い合わせてください。電話でも相談できます)



▲身近な相談事例はこちらから

